# 平成23年度

県の施策・制度・予算に関する要望

平成22年8月27日神奈川県市長会

# 神奈川県市長会役員等名簿

役職名	定数	市	長名	備  考
会 長	1	茅ヶ崎市長	服 部 信 明	総務部会長
		平塚市長	大 藏 律 子	
副会長	3	海老名市長	内 野 優	
		三浦市長	吉 田 英 男	
顧問	_	横浜市長	林 文子	
		川崎市長	阿 部 孝 夫	
		相模原市長	加 山 俊 夫	
	若干名	川崎市長	阿 部 孝 夫	全国市長会理事(財政)
		伊勢原市長	長 塚 幾 子	全国市長会評議員(行政)
常任理事		南足柄市長	沢 長生	全国市長会評議員(経済)
		綾瀬市長	笠間 城治郎	全国市長会評議員(社会文教)
		秦野市長	古谷 義幸	全国市長会関東支部理事
	若干名	座間市長	遠藤 三紀夫	行政部会長
		鎌倉市長	松尾   崇	財政部会長
理事		横須賀市長	吉田 雄人	厚生労働部会長
		小田原市長	加藤憲一	文教・渉外部会長
		大和市長	大 木 哲	環境部会長
		藤沢市長	海老根靖典	経済部会長
監事	2	厚木市長	小 林 常 良	
		逗子市長	平 井 竜 一	
常務理事	1	事務局長	山本 雄太郎	

\* 任期:平成22年4月1日~平成24年3月31日まで

\* 備考欄のかっこ内は、所属する委員会名

# 要望にあたって

神奈川県内の都市行政の推進につきましては、日頃から特段のご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

平成 20 年の後半からの経済情勢の悪化により、今年度も大きく税収が落ち込むなか、普通交付税の交付団体となる市も大幅に増加するなど、厳しい財政運営が依然として求められるところではある県内都市自治体にとりましては、生活保護などの扶助費や医療保険等社会保障に係る経費の大きな伸びへの対応をはじめとした喫緊かつ多種多様な課題が山積し、これらに対して引き続きこれまで以上に創意と工夫をもって対処しても、単独の都市では解決できない課題も少なくありません。

一方、平成 21 年 12 月の地方分権改革推進計画の閣議決定以降、地方分権 に関わる論議とその具体的な取り組みがこれまで以上のスピードで展開して いこうとしておりましたが、本年 6 月に示されました地域主権戦略大綱では、 今後留意すべきと思われる事項も見られるなど、これからも県・市ともに地 域主権に向けより一層連携をとりながら取り組む必要があると考えておりま す。

この要望書は、県内各都市で取り組んでいる主要な施策や行政課題を着実に推進・解決していくため、県における平成 23 年度の制度設計や予算編成等に反映させることを目的として、県内各都市から提出された 217 件の要望を取りまとめたものです。

県では、「神奈川力を高め、新たな時代を創造する」という基本理念のもと、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らすことのできる個性豊かな地域社会の実現を目指して「神奈川力構想」を推進していることと思いますが、市民一人ひとりが安心して暮らせる明るい社会とするため、また、よりよい県政の実現のため、急激に変化する県内各都市の実情をご理解いただき、都市行政の充実と発展のため、各要望事項についてより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 22 年 8 月 27 日

神奈川県市長会 会長 服部 信明

# 目 次

# 重点要望事項

1	地震防災対策の充実・強化について	1
2	都市税財源の充実・強化について	2
3	地域保健医療対策の充実について	3
4	教育行政の充実について	4
5	地球温暖化防止対策の推進について	6
6	地域経済の活性化について	7
一般要	要望事項	
1	治安対策の強化について	9
2	地震防災対策の充実・強化について	10
3	地域手当の見直しについて	11
4	地方法務行政の充実について	11
5	都市税財源の充実・強化について	12
6	都市に対する県助成制度の改善について	13
7	社会福祉施策の充実について	14
8	国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の充実について	17
9	地域保健医療対策の充実について	18
10	放課後の児童対策の充実について	19
11	教育行政の充実について	20
12	文化財保護行政の推進について	22
13	基地対策の促進について	23
14	都市環境行政の推進について	25
15	道路の整備について	27
16	海岸・河川の整備について	29
17	下水道の整備について	30
18	都市整備について	31
19	都市公園等の整備について	33
20	都市交通の整備について	34
21	農林水産業の振興について	34
22	公共用地の取得について	35
23	勤労者の福祉について	35

# 重点要望事項

凡例

新規…今年度新規に要望したもの

一部新規…従来の要望を一部改変したもの(アンダーラインのある箇所が改変箇所)

上記以外は、従来から要望を継続しているもの

# 1 地震防災対策の充実・強化について

神奈川県では、近い将来、南関東地震、県西部地震などの発生が予測され、また、東海地震の地震防災対策強化地域にも指定されています。

近年、相次いで発生した新潟県中越沖地震や岩手・宮城内陸地震などの教訓を踏まえ、引き続き県内の地震防災対策を強化することが必要です。

ついては、地震防災対策のさらなる充実強化を図るため、次の事項について要望します。

# (1) 地震防災対策の支援体制の充実強化について

ア 「神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業」について、平成23年度 以降も支援制度を継続すること。または、新たな補助制度を創設するこ と。

なお、木造家屋の耐震診断や耐震改修を促進するため、「神奈川県耐震 改修促進計画」に基づき、支援制度を継続すること。または、新たな補 助制度を創設すること。 一部新規

イ 県が策定中の「神奈川県地震防災戦略」に定められる減災目標を達成 するために、市町村が実施する防災事業へ財政支援を行うこと。 新規

# (2) 消防の広域化について

市町村の消防の広域化については、普通交付税交付・不交付団体に関わらず、財政支援の拡充を図るよう国に働きかけること。**新規** 

# 2 都市税財源の充実・強化について

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財 政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠 です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲など とともに、地方税源の充実・確保や地方交付税等の税財政上の措置のあり方 など、都市税財源の拡充が求められています。

ついては、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援 を要望します。

# (1) 都市税財源の充実・確保について

ア 地方分権・地域主権改革を推進していくにあたり、都市が自主的かつ 自立的に行政需要に対応することができるよう、都市自治体への権限移 譲に見合った適切な税源移譲を推進するとともに、都市税財源の拡充を 図ること。

イ 一括交付金制度は、すべての団体に対して必要額が確実に交付される 仕組みとし、交付金の算定にあたっては財政力による調整は行わないよ う、国に働きかけること。**新規** 

# (2) 国庫補助負担金について

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等を行わないこと。 また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、 都市自治体の超過負担の解消を図ること。

# (3) 地方債制度について

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、補償金免除繰上 償還制度について、普通交付税不交付団体を含むすべての団体が適用対象 となるよう要件の緩和を図ること。

また、水道事業債及び下水道事業債の借換制度についても、要件の緩和 を図るよう、国に働きかけること。 **一部新規** 

# (4) 県市町村移譲事務交付金について

市町村移譲事務交付金の見直しについては、<u>市町村財政への負担が増加</u>しないように慎重に対応すること。

また、交付金の算定にあたっては、市町村の積極的な取組の結果が反映され、インセンティブとなるような仕組みを創設すること。<a href="#">一部新規</a>

# 3 地域保健医療対策の充実について

全ての人が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実することが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが強く求められています。

ついては、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

# (1) 小児医療費助成制度について

子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み、 育てることができるように、早急に国の制度として小児医療費助成制度を 創設するよう国に働きかけること。

# (2) 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

ア 深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、医師が充実して働くことのできるような医療環境の整備並びに医師及び看護師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国にも働きかけること。

また、勤務医の処遇改善、女性医師の勤務環境改善、臨床研修医制度の見直し等必要な措置を積極的に講じるよう国に働きかけること。

- イ 小児救急医療対策に係る国庫補助制度の拡充について、国に働きかけること。
- ウ 県央地区の小児・周産期救急医療の拠点として大和市立病院の施設整備に特段の配慮を行うこと。また、県央医療圏の病床過剰地域指定撤廃に向け、指定根拠の見直しについて国に働きかけること。**新規**
- エ 全国的な水準に鑑み、県民の利便性向上と小児科医師の負担軽減のため、「かながわ小児救急ダイヤル」の開設時間の延長を図ること。

# (3) 妊婦健康診査に対する支援について

全国統一的な支援制度を創設するとともに、妊婦健康診査臨時特例交付 金による財政支援を平成23年度以降も継続するなど、健診回数に見合った 十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

# (4) 新型インフルエンザ対策について

市が新型インフルエンザの発熱外来等を設置及び運営した場合の費用を負担すること。

# 4 教育行政の充実について

現在、教育環境は、少子化や都市化の進展により、家庭や地域社会の「教育力」の低下などの問題が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、豊かな人間性や創造性を備えた子どもたちが育つよう、国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

ついては、学校教育現場の抱える問題解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

# (1) 学校教育の充実強化について

- ア 小学校教育の高学年(5・6年生)において、児童指導上の問題の解決を図るため、複数の教員が学級に入ることができる、教科担任制が実施できるように、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(標準法)における「小中学校等教職員定数の標準」を改正するよう、国に働きかけること。**新規**
- イ 学級編制の弾力化や少人数学級編制を図るため、「公立義務教育諸学校 の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(標準法)を改正し、教 職員定数を増員するよう国に働きかけるとともに、県においても教員の 加配等独自の措置を講じ、加配できるまでの間については、その人件費 補助制度を創設すること。
- ウ 入退院を繰り返す児童や生徒に対して、在籍異動を伴わずに院内学級 へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。
- エ 平成23年度から実施する学習指導要領において、小学校5・6年生を対象に年間35時間(週1コマ相当)を行うこととなった外国語活動について、英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手(ALT)を 県費で配置するなど、人材の確保や財政上の支援の制度化を図ること。

# 一部新規

- オ 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、臨時的 任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。
- カ 療休者が学級担任である場合、1日6時間勤務の非常勤教職員ではなく、1日7時間45分の臨時的任用職員と同様の勤務が可能な教職員を配置すること。
- キ 国際教室における指導充実のため、国際教室担当教員の加配の基準となる日本語が必要な児童・生徒の査定数に、重国籍児童・生徒も含めること。

# (2) 特別支援教育の充実強化について

- ア 特別支援学級や通常の学級に在籍する軽度発達障害児への特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に介助員を派遣し、専任としての特別支援教育コーディネーター、専門教員及び担任教員を補助する支援者の定数・加配配置並びに非常勤講師の派遣の増員を実施するとともに、その支援について国に働きかけること。
- イ 特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童の障害の重複化に伴い、 知的及び情緒障害を持つ児童生徒を対象とした特別支援学校や特別支援 学級にも、医療的ケアを必要とする児童生徒がいることから、一人ひと りのニーズに応じ、安全かつ安心して学習できるための環境を整備する ため、学校看護師を配置すること。**新規**
- ウ 県立養護学校に通学する児童・生徒が利用するスクールバス運営事業 について、県のスクールバスの増車を図るとともに、都市自治体のスク ールバス運営事業への県補助金の増額などの支援を強化すること。
- エ 通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対応するため、担当 教員を補助する教育補助員(支援者)の<u>予算措置を、県として市に対し</u> 行うこと。一部新規
- オ 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、 神奈川県立養護学校を大和市内に設置すること。

# (3) 幼稚園就園奨励費補助制度の充実について

幼稚園児のいる家庭に対する保育料等の保護者負担軽減策として、幼稚園就園奨励費補助制度に、県も国と同等に支出する支援制度を創設すること。

また、地方の負担軽減のため、国に対し補助割合どおり十分な財源措置 を講じ、補助金額を圧縮率等で減額することのないよう働きかけること。 ■ お規

# (4) 不登校等学校不適応対策について

小学校におけるいじめ、不登校、発達障害、学校不適応などの状況の未 然防止や早期発見、早期解決のため、現在中学校に配置されているスクー ルカウンセラー等の専門的な指導員を、小学校全校へ配置すること。

また、国がスクールカウンセラー等活用事業の補助をさらに削減した場合、県の予算で、年間 280 時間の勤務時間を確保すること。 **一部新規** 

# 5 地球温暖化防止対策の推進について

現在の地球環境を守り、未来の子どもたちに引き継いでいくため、地球温暖化防止対策は急務となっています。

県では平成20年1月に「クールネッサンス宣言」を行い、「電気自動車普及推進」、「太陽光発電普及拡大」、「"NO"レジ袋」など13のリーディング・プロジェクトに取り組み、その結果、現在、県内全ての自治体が住宅用太陽光発電に対する補助を行っているほか、電気自動車の購入補助を行っている自治体もあります。

神奈川県地球温暖化対策計画における温室効果ガスの削減目標「平成32年の温室効果ガスの総排出量を平成2年比で25%削減する」を達成するためにも、次の要望事項について県の積極的な予算措置を要望します。

# (1) 地球温暖化防止対策の推進について

- ア 住宅用太陽光発電システムの新規設置費補助について、平成 22 年度の 県補助額を堅持するよう予算措置を講じること。
- イ 地球温暖化対策に重要な電気自動車の普及には事業者に加え個人の利用も欠かせないことから、購入費補助、インフラ整備など支援策のより 一層の推進を図ること。**新規**
- ウ 地球温暖化の主原因である二酸化炭素を削減し、水資源の保護を推進 するため、雨水貯留槽設置についての助成制度を創設すること。 新規

# 6 地域経済の活性化について

各都市が個性豊かで活力あるまちづくりを推進していくために、さらなる 地域経済の活性化と雇用の安定、拡大が求められています。

また、地域経済の活性化を推進するためには、社会資本の整備とともに、 地域の実情に合ったまちづくりを都市自らが決定できる権限を持つことが重 要です。

ついては、住民が住み続けたいと思う快適で活力ある地域社会実現のため に、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望し ます。

# (1) 国・県道の早期事業化、整備促進等について

第二東海自動車道(新東名高速道路)、三浦縦貫道路、厚木秦野道路などの高規格幹線道路や地域生活に密接な関わりを有する国・県道の建設促進や、西湘バイパス延伸整備、第一東海自動車道の(仮称)綾瀬インターチェンジの設置などの早期事業化を図るとともに、有料道路の料金の引き下げや無料化を図るなど地域活性化に向けた必要な措置を講じること。

# 一部新規

# (2) 海岸・河川の整備について

ア 海岸の保全について

砂浜の侵食及び砂の劣化原因について早急に調査を行い、養浜及び改善対策を講じること。

イ 河川の整備促進について

治水対策及び浄化対策の観点から河川の整備促進を図ること。 また、整備にあたっては、関係都市や地域住民等の意見を尊重すること。 と。

# (3) 都市整備について

ア 下水道の整備について

「神奈川県水源環境保全・再生市町村交付金」の交付対象事業について、ダム下流の水源保全地域における流域下水道事業及び流域関連公共下水道事業の水質保全に係る維持管理費負担に対しても交付対象事業とすること。

イ 特定保留区域の市街化編入について

特定保留区域の市街化編入にあたっては国・県等の関係機関の調整等に多くの時間を要することから、迅速かつ円滑な協議が行えるよう、積極的な調整及び関係情報の収集・提供を図ること。**新規** 

## ウ 緑地の保全について

緑地の適正な維持管理について積極的な対応を図るとともに、緑地の維持管理や取得に対する補助制度の創設を図ること。

また、広域的な見地に立った積極的な取り組みを行うこと。

# エ 都市交通の整備について

バス事業者における「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 (バリアフリー新法) に適合したノンステップバスの導入経費に対する支援制度を創設すること。

# (4) 勤労者の福祉について

国庫補助廃止による中小企業勤労者の福祉向上の停滞を防ぐため、各都市が行う勤労者福祉共済事業の安定運営のための新たな助成制度を創設すること。

また、運営組織の強化や未実施の都市への組織化に向けた支援体制を整備すること。

# 一般要望事項

凡例

新規…今年度新規に要望したもの

一部新規…従来の要望を一部改変したもの(アンダーラインのある箇所が改変箇所)

上記以外は、従来から要望を継続しているもの

# 1 治安対策の強化について

ここ数年の県内の刑法犯認知件数は減少を続けてきましたが、依然として厳しい社会経済情勢の不安から治安の悪化が危惧される中、警察活動に寄せる市民の期待はますます大きくなっています。

ついては、安全安心のまちづくりをさらに推進するため、次の事項について積極的に対策を講じられますよう要望します。

#### (1) 警察体制の充実強化について

- ア 安全で安心な市民生活の確保及び治安対策の強化を図るため、早期に次の対策を講じること。
  - (ア) 香川、松林、鶴嶺西地区に交番を新設し、小出、西久保、南湖駐在所を交番に転換すること。
  - (イ) 高座渋谷駅西側及び桜ヶ丘駅に交番を設置すること。 一部新規
  - (ウ) さがみ野駅周辺に交番を設置すること。
  - (エ) 南足柄市内における警察官の増員、交番相談員制度の拡充、交番の増設を図ると ともに、南足柄交番を大雄山駅前に移設すること。
- イ 市民の生命、安全を確保するため、警察署や交番等へAED(自動体外式除細動器) を配備すること。

#### (2) 新型街頭緊急通報装置等の設置について

市民が安全で安心して暮らせる地域づくりのため、新型街頭緊急通報装置及びスーパー防犯灯の設置を推進するとともに、市が独自に設置する防犯緊急通報装置に対する補助制度を創設すること。

#### (3) 通学児童の交通安全の確保について

通学児童の交通安全を確保するため、早急に通学路における信号機及び横断歩道の設置を推進すること。

# 2 地震防災対策の充実・強化について

神奈川県では、近い将来、南関東地震、県西部地震などの発生が予測され、また、東海地震の地震防災対策強化地域にも指定されています。

近年、相次いで発生した新潟県中越沖地震や岩手・宮城内陸地震などの教訓を踏まえ、 引き続き県内の地震防災対策を強化することが必要です。

ついては、地震防災対策のさらなる充実強化を図るため、次の事項について要望します。

## (1) 地震防災対策の支援体制の充実強化について

ア 「神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業」について、平成23年度以降も支援制度を継続すること。または、新たな補助制度を創設すること。

なお、木造家屋の耐震診断や耐震改修を促進するため、「神奈川県耐震改修促進計画」に基づき、支援制度を継続すること。または、新たな補助制度を創設すること。 部新規

イ 県が策定中の「神奈川県地震防災戦略」に定められる減災目標を達成するために、 市町村が実施する防災事業へ財政支援を行うこと。 新規

#### (2) 消防の広域化について

市町村の消防の広域化については、普通交付税交付・不交付団体に関わらず、財政支援の拡充を図るよう国に働きかけること。 新規

## 3 地域手当の見直しについて

地域手当の支給率を都市単位に定めることは、近隣市との間に大きな格差が生まれるなど、生活実態からかけ離れたものとなっている状況を生んでいます。

ついては、次の事項について要望します。

#### (1) 地域手当の支給率の見直しについて

交通状況、人の移動や物価等が均衡している都市部においては、行政区域を越えた生活 経済圏等を一つの単位とし、地域の実態に合った支給率に見直しを行うとともに、支給率 の算定基礎となっている賃金構造基本統計調査による平均の賃金指数について、最近5年 間のデータで再算定するよう国に働きかけること。

# 4 地方法務行政の充実について

横須賀三浦地域県政総合センターには、旅券窓口としてパスポートの申請受付のみを扱う出張窓口が週1回開設されていますが、平成17年に常設窓口として小田原出張所が開設されたことから、三浦半島地域だけが県内に所在する常設窓口から離れた地域となり、不公平感が生じています。

ついては、次の事項について要望します。

#### (1) 三浦半島地域におけるパスポートセンター出張所の新設について

横須賀三浦地域県政総合センター内にパスポートセンター出張所を新設し、常設窓口としてパスポートの申請受付及び交付の両方の手続を可能にすること。

# 5 都市税財源の充実・強化について

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性 豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地 方税源の充実・確保や地方交付税等の税財政上の措置のあり方など、都市税財源の拡充が 求められています。

ついては、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

#### (1) 都市税財源の充実・確保について

ア 地方分権・地域主権改革を推進していくにあたり、都市が自主的かつ自立的に行政 需要に対応することができるよう、都市自治体への権限移譲に見合った適切な税源移 譲を推進するとともに、都市税財源の拡充を図ること。

イ 一括交付金制度は、すべての団体に対して必要額が確実に交付される仕組みとし、 交付金の算定にあたっては財政力による調整は行わないこと。**新規** 

#### (2) 国庫補助負担金について

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等を行わないこと。

また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図ること。

## (3) 地方債制度について

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、補償金免除繰上償還制度について、普通交付税不交付団体を含むすべての団体が適用対象となるよう要件の緩和を図ること。

また、水道事業債及び下水道事業債の借換制度についても、要件の緩和や事務手続きの軽減などを図ること。

# 6 都市に対する県助成制度の改善について

県の各種助成制度等については、国、県、市それぞれの役割を果たすうえで、重要な役割を担ってきました。

県においては、財政健全化を目的として、さまざまな補助金、交付金制度の見直し等を 行っており、各都市の財政負担の増加や住民サービスの低下等が懸念されています。 ついては、次の事項について県の積極的な支援を要望します。

## (1) 県補助金等の是正について

県単独補助金については、補助制度の廃止や対象の縮小、補助率の引き下げ、予算の 減額に比例した交付額の減額など市町村への一方的な負担転嫁は行わず、補助金交付要 綱等に定められた補助率による交付額を常に確保し、適切な財源措置を講じること。

また、市町村振興メニュー事業補助金については、<u>下限事業費の引き下げ、</u>対象事業の拡大及び大規模改造事業の要件緩和を図ること。

なお、県補助金の見直しにあたっては、関係各市と十分協議のうえ進めるとともに、 随時情報提供すること。 一部新規

#### (2) 県市町村移譲事務交付金について

市町村移譲事務交付金の見直しについては、<u>市町村財政への負担が増加しないように</u> 慎重に対応すること。

<u>また、交付金の算定にあたっては、市町村の積極的な取組の結果が反映され、インセンティブとなるような仕組みを創設すること。</u>
一部新規

# 7 社会福祉施策の充実について

今日の我が国は、少子・高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しており、経済や社会保障、地域福祉などの多くの分野に重大な影響を与えています。こうした社会経済情勢のもとでは、社会福祉を向上させ、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが重要です。

ついては、社会福祉施策の充実を図るため、次の事項について要望します。

#### (1) 高齢者施設の整備に対する支援等について

- ア 特別養護老人ホーム等の施設整備について、個室化(ユニット化)などによる施設整備費の増加や補助金の削減などにより施設設置者の財政負担が増大していることから、補助制度の充実等により福祉施設設置者の負担軽減を図ること。
- イ 入所者の生活を保全するため、老人福祉施設等の老朽化に伴う大規模修繕に対する 支援制度を確立すること。

また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく老人福祉施設等の整備に支 障が生じないよう財政支援を行うこと。

## (2) 介護保険制度の充実について

- ア 都市自治体による要介護認定、保険料の賦課・徴収、保険給付等の事務に係る多大 な財政負担を避け、介護保険の健全な財政運営を図るため、次のことについて国に働 きかけること。
  - (ア) 介護給付費負担金の国庫負担分率を25%とし、調整交付金を別枠とすること。
  - (イ) 施設整備や人材育成・確保体制に対する十分な財政支援を図ること。 また、県においても、補助制度の充実、新規創設を図ること。
- イ 介護保険の低所得者対策については、都市自治体が独自に保険料及び利用料を軽減 するのではなく、国が抜本的な制度改正を行い、全国で統一的に実施するよう国に働 きかけること。
- ウ 第5期介護保険事業計画策定に係る、市町村との連携の強化及び国の制度改正等の 迅速な情報提供について必要な支援を行うこと。 新規

#### (3) 障害者福祉の充実について

ア 重度障害者医療費助成制度について、精神障害者も補助対象にするとともに、県補助金の削減を見直すこと。

また、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに 65 歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について、撤廃すること。

- イ 身体障害者や知的障害者に実施されている各種交通運賃の割引について、制度から 除外されている精神障害者を割引の対象にするよう、国や交通事業者に働きかけるこ と。
- ウ 障害者地域作業所に対する支援制度について、県補助率を堅持し、かつ、制度を継続すること。
- エ 市町村地域生活支援事業に係る国の財源負担について、国の負担を明確にするとと もに、当該負担を義務的経費として位置付け、確実に財源を確保するよう国に働きか

けること。

- オ 障害者の入所施設について、県西地域の特性を考慮して整備すること。
- カ 重症心身障害児者の地域移行と在宅生活の継続維持のため、障害保健福祉圏域にお ける日中活動系施設及び長期・短期入所施設の整備を図ること。 一部新規
- キ 精神障害者の通院に係る医療費について、精神障害者やその家族への負担増とならないように、自己負担を軽減する措置を講ずること。
- ク 障害者自立支援法の施行において、就労移行支援事業及び就労継続事業の利用者負担を軽減すること。
- ケ 全国の更生相談所において特例補装具に関する見解の統一を図り、身体障害児の特例補装具費について、身体障害者と同様に更生相談所での判定結果を必須のものとして都市自治体が支給決定できるよう制度の見直しを行うこと。
- コ 障害者の地域生活を推進するグループホーム・ケアホームの開設を進めるため、社 会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象にNPO法人も加えるよう国に働きかける こと。

また、障害者グループホーム・ケアホームについて、経過措置ではなく継続的に居住地特例の対象施設とすること。**新規** 

サ 高次脳機能障害に関する専門相談窓口は、厚木市にある神奈川県リハビリテーション支援センターで実施しており、また、発達障害者の専門相談窓口は、中井町にある神奈川県発達障害支援センター及びその分園が相模原市で実施している。相談体制の充実を図るために、それぞれの専門相談窓口を身近な障害保健福祉圏域毎に設置をすること。 新規

## (4) 児童福祉の充実について

- ア 小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、対象者の一部負担金の導入を見 直すこと。
- イ 小児医療助成事業については、通院分の補助対象年齢を拡大すること。**新規**
- ウ 民間保育所運営費補助金について、障害児保育加算を含む各種加算は平成21年度から補助割合を段階的に削減しており、特別経常費及び借入償還金補助については平成23年度以降の新規借り入れ分から補助対象外とする予定であるが、民間保育所への影響が甚大であることから、従前の制度の継続もしくはかわりの制度を創設すること。

また、保育対策等促進事業費補助金についても、病後児保育事業が緊急時において の保険的性格を有していることに鑑み、従来からの1事業所あたりでの定額の補助方 式を堅持すること。

- エ 一時預かり事業の安定的かつ円滑な運営を図るため、経理区分、評議委員会の設置、 利用児童数などの制度の改善および支援制度の充実を行うこと。 新規
- オ 保育入所児童の年齢計算について、保育所と幼稚園での扱いを統一し、保育所にお けるクラス編成の実態と保育単価との整合性を図ること。**新規**
- カ 子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金) を平成 23 年度以降も継続して実施すること。 新規
- キ 保育士の処遇ならびに数を確保するため、財政的支援を国に要望すること。新規

## (5) 特定健康診査等の制度の見直しについて

平成20年度から各医療保険者が実施義務を課せられた特定健康診査については、市民 及び保険者に大きな負担となっているので特定健康診査の実施義務を課せられたが、受 診率は伸び悩んでいる。対象者の見直し及び実施者を各市町村とするよう制度の見直し について国に働きかけること。**新規** 

## (6) 無料定額宿泊施設に対する指導について

NPO等が運営する無料宿泊施設内において、生活保護受給者に対し規定料金以外の 請求がされないよう指導・監査を徹底すること。 新規

#### (7) 老人クラブ活動事業に対する補助の充実について

老人クラブ活動に対する県補助金の基準単価を増額すること。また、会員数による基準単価を設定すること。 新規

#### (8) 母子寡婦福祉資金に係る改善について

母子寡婦福祉資金の貸付にあたって、償還指導については、市の母子自立支援員ではなく、他の債権回収の方法を講じるとともに、保証人については、民間の保証機構の活用など、県で統一した保証内容を与え、安心して借りられる制度となるよう対策を講じること。 新規

# 8 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の充実について

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度は、構造的に高齢者や低所得者を多く抱えていることや、医療の高度化による医療費の増加などにより、厳しい財政運営を迫られています。こうした中、国では制度の改正や保険者の再編・統合など、構造的課題の解決に向け動き始めています。

ついては、新たな医療制度の創設にあたって、国民健康保険事業の広域化及び財政基盤の安定を図るため、次の事項について要望します。

#### (1) 国民健康保険制度の財政基盤の強化について

- ア 市町村単位で行なっている国民健康保険事業の財政安定化及び都道府県単位の広域 的運営による地域の特徴を反映した保険医療給付とその公平化を図るため、医療保険 制度の一元化の早期実現に向け、国に働きかけること。**新規**
- イ 平成25年4月に予定されている新たな高齢者医療制度の創設にあたって、国保制度 の安定的な運営を図るため、国保制度の財政負担の軽減を図ること。

また、都道府県単位での広域化の実施を進めるとともに、広域化に伴う市町村のシステム改修費用の負担について配慮すること。**新規** 

# 9 地域保健医療対策の充実について

全ての人が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実することが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが強く求められています。

ついては、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

#### (1) 小児医療費助成制度について

子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

#### (2) 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

ア 深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安 定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、医師が 充実して働くことのできるような医療環境の整備並びに医師及び看護師を安定的に確 保する対策を早急に講じるとともに、国にも働きかけること。

また、勤務医の処遇改善、女性医師の勤務環境改善、臨床研修医制度の見直し等必要な措置を積極的に講じるよう国に働きかけること。

- イ 小児救急医療対策に係る国庫補助制度の拡充について、国に働きかけること。
- ウ 県央地区の小児・周産期救急医療の拠点として大和市立病院の施設整備に特段の配慮を行うこと。また、病床過剰地域指定撤廃に向け、指定根拠の見直しについて国に働きかけること。**新規**
- エ 全国的な水準に鑑み、県民の利便性向上と小児科医師の負担軽減のため、「かながわ 小児救急ダイヤル」の開設時間の延長を図ること。

#### (3) 妊婦健康診査に対する支援について

全国統一的な支援制度を創設するとともに、妊婦健康診査臨時特例交付金による財政 支援を平成23年度以降も継続するなど、健診回数に見合った十分な財政措置を講じるよ う国に働きかけること。

#### (4) 新型インフルエンザ対策について

市が新型インフルエンザの発熱外来等を設置した場合の費用を負担すること。

#### (5) ポリオ生ワクチンについて

ポリオ生ワクチンの定期予防接種時、抗体の低い年齢(昭和 50 年~52 年生)の親に同時接種を行う制度を、県の制度として実施すること。**新規** 

# 10 放課後の児童対策の充実について

社会経済情勢に伴う雇用環境や家庭の経済状況により、子育て支援施策の整備・拡充に対する期待がかつてなく高まっている一方で、子どもたちを取り巻く社会状況は著しく悪化し、重大事故や事件が多発しています。このような状況の下、放課後子ども教室や放課後児童クラブ等は、放課後における児童の安全・安心な居場所となっています。

ついては、放課後の児童対策のさらなる充実を図るため、次の事項について要望します。

#### (1) 放課後児童健全育成事業について

放課後児童健全育成事業に対する補助金について、市民ニーズに的確に対応し、クラブ運営が円滑に進められる体制を維持するため、補助対象学年を拡大すること。

また、<u>障害児受入れに伴う研修会の充実を図ること。</u>一部新規

# 11 教育行政の充実について

現在、教育環境は、少子化や都市化の進展により、家庭や地域社会の「教育力」の低下などの問題が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、豊かな人間性や創造性を備えた子どもたちが育つよう、国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

ついては、学校教育現場の抱える問題解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

#### (1) 学校教育の充実強化について

- ア 小学校教育の高学年(5・6年生)において、児童指導上の問題の解決を図るため、 複数の教員が学級に入ることができる、教科担任制が実施できるように、「公立義務教 育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(標準法)における「小中学 校等教職員定数の標準」を改正するよう、国に働きかけること。
- イ 学級編制の弾力化や少人数学級編制を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及 び教職員定数の標準に関する法律」(標準法)を改正し、教職員定数を増員するよう国 に働きかけるとともに、県においても教員の加配等独自の措置を講じ、加配できるま での間については、その人件費補助制度を創設すること。
- ウ 入退院を繰り返す児童や生徒に対して、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる 仕組みをつくるよう国に働きかけること。
- エ 平成 23 年度から実施する学習指導要領において、小学校 5・6年生を対象に年間 35 時間(週1コマ相当)を行うこととなった外国語活動について、<u>英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手(ALT)を県費で配置するなど、</u>人材の確保や財政上の支援の制度化を図ること。一部新規
- オ 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、臨時的任用教職員の 研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。
- カ 療休者が学級担任である場合、1日6時間勤務の非常勤教職員ではなく、1日7時間45分の臨時的任用職員と同様の勤務が可能な教職員を配置すること。
- キ 国際教室における指導充実のため、国際教室担当教員の加配の基準となる日本語が 必要な児童・生徒の査定数に、重国籍児童・生徒も含めること。

#### (2) 特別支援教育の充実強化について

- ア 特別支援学級や通常の学級に在籍する軽度発達障害児への特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に介助員を派遣し、専任としての特別支援教育コーディネーター、専門教員及び担任教員を補助する支援者の定数・加配配置並びに非常勤講師の派遣の増員を実施するとともに、その支援について国に働きかけること。
- イ 特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童の障害の重複化に伴い、知的及び情緒障害を持つ児童生徒を対象とした特別支援学校や特別支援学級にも、医療的ケアを必要とする児童生徒がいることから、一人ひとりのニーズに応じ、安全かつ安心して学習できるための環境を整備するため、学校看護師を配置すること。**新規**

- ウ 県立養護学校に通学する児童・生徒が利用するスクールバス運営事業について、県 のスクールバスの増車を図るとともに、都市自治体のスクールバス運営事業への県補 助金の増額などの支援を強化すること。
- エ 通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対応するため、担当教員を補助する教育補助員(支援者)の予算措置を、県として市に対し行うこと。 一部新規
- オ 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立養護学校を大和市内に設置すること。

## (3) 幼稚園就園奨励費補助制度の充実について

幼稚園児のいる家庭に対する保育料等の保護者負担軽減策として、幼稚園就園奨励費補助制度に、県も国と同等に支出する支援制度を創設すること。

また、地方の負担軽減のため、国に対し補助割合どおり十分な財源措置を講じ、補助 金額を圧縮率等で減額することのないよう働きかけること。 ──部新規

#### (4) 不登校等学校不適応対策について

小学校におけるいじめ、不登校、発達障害、学校不適応などの状況の未然防止や早期 発見、早期解決のため、現在中学校に配置されているスクールカウンセラー等の専門的 な指導員を、小学校全校へ配置すること。

また、国がスクールカウンセラー等活用事業の補助をさらに削減した場合、県の予算で、年間 280 時間の勤務時間を確保すること。 一部新規

# 12 文化財保護行政の推進について

文化財は、長い年月を経て先祖から受け継いできた貴重な財産です。これは、時空を超えた古来の歴史や文化への理解を促すばかりでなく、将来の文化の向上と発展に大きな役割を担っています。すべての人が一体となって、かけがえのない文化遺産を保護し、次世代に継承することが求められています。

ついては、文化財保護行政の一層の整備と推進を図るため、次の事項について要望します。

#### (1) 市町村の経費負担の軽減について

- ア 文化財保護を目的とする国庫補助事業における県費補助率の見直し(県 1/3 以内を 1/3 に)、補助額の安定的確保及び拡充により、<u>市町村及び所有者の経費負担の軽減</u>を 図ること。**一部新規**
- イ 指定文化財保存修理等補助金の補助率を引き上げるとともに、補助率満額の補助金 を交付すること。

また、すべての埋蔵文化財発掘調査に係る費用について、国庫補助事業の対象とするよう国に働きかけること。

- ウ 文化財の適切な管理を実施するため、県指定文化財保存管理奨励交付金制度の適正 な維持及び交付金の増額を図ること。
- エ 開発事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査経費を確保するため、記録保存調査に関する事業者の責任を明確化し、発掘調査に係る費用について相応の負担を求める「原因者負担の原則」の制度化を国に働きかけること。 一部新規

# 13 基地対策の促進について

神奈川県は、厚木基地をはじめ多くの米軍施設などを抱えています。いずれの施設も人口密集地に位置しているため、周辺住民は航空機騒音や墜落事故の危険などさまざまな不安に悩まされ、長年にわたり、生活環境保全や都市基盤整備に著しい影響を及ぼされています。住民は基地の早期返還を願い、安全確保や福祉の確立、良好な生活環境、基地運用の適正化などを求めていますが、国や米軍からは在日米軍再編の実施に関する情報提供が少なく、住民の不安や不信は増加しています。

ついては、次の事項を国や関係機関に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

#### (1) 基地の早期返還について

- ア 在日米軍再編協議の中に盛り込まれた空母艦載機の移駐について、早期に実現させること。
- イ 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、当初の期限を過ぎたにもかかわらず、現在まで選定されていないことから、これまでの取組状況を明らかにするとともに、当該施設の早期選定を実施すること。**新規**
- ウ 都市化により一層過密化が進み、住民生活に様々な影響を及ぼすとともに、都市基 盤整備等まちづくりにも大きな影響を与えている現状を考慮し、基地機能の整理及び 縮小を推進し、早期返還に向けて必要な措置を講じること。

#### (2) 抜本的な騒音対策について

- ア 日米両政府間において了解事項とされているとおり、厚木基地の夜間連続離着陸訓練 (NLP) 及びNLP同様の激しい騒音を伴う訓練については、硫黄島訓練施設での全面実施を図り、騒音の解消に努めるとともに、NLP同様に事前に情報を提供すること。一部新規
- イ 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用 について、特別交付税(基地等対策に係る財政需要)による措置ではなく、単独の補 助金等として交付すること。

#### (3) 基地交付金及び調整交付金について

基地交付金については、国有財産台帳価格と固定資産税評価額との格差を是正し、固定資産税相当額を交付すること。また、大規模な提供資産の追加がある場合には、別枠で予算を確保し、交付額に減少が生じないよう措置を講じること。

## (4) 基地周辺対策について

基地周辺対策の一層の充実と促進を図るよう、国に働きかけること。特に住宅防音工事は、航空機による騒音被害への唯一の対策であり、市内全域を対象とするとともに、建築年次に関わらず全ての住宅を対象とするよう国に働きかけること。

# (5) 基地問題に対する取組みの強化について

厚木基地の艦載機部隊の移駐が着実に実施され、厚木基地に係る負担軽減が図られるよう、県は基地所在市と十分連携の上、取り組みを進めること。

# 14 都市環境行政の推進について

快適で安全な地域社会を実現するためには、廃棄物処理対策、環境管理施策の強化、地球温暖化防止対策の推進、自然環境の保全など、良好な生活環境の整備、維持が極めて重要です。

ついては、都市環境の一層の整備保全を図るため、次の事項について要望します。

## (1) 廃棄物処理対策について

- ア 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の対象となる家電製品の不法投棄を防止するため、リサイクル・収集運搬費用を、現在の排出時に支払う方式から購入時に支払う方法に改正するとともに、不法投棄された家電4品目のリサイクル費用を製造業者の負担とするよう国に働きかけること。
- イ ごみ処理の広域化を推進するため、広域処理施設整備に伴う既存施設の解体撤去工 事費について、跡地利用が未定の場合や廃棄物処理施設以外に利用される場合も、循 環型社会形成推進交付金の交付対象とするよう国に働きかけること。
- ウ ごみ処理施設から最終的に生じる焼却灰等の処理について、各市や広域ブロックと ともに県レベルで考えていく必要があるため、県の持つ知識、技術、調整力、財政力 等を発揮し、主導的役割を果たすこと。
- エ カセット式ガスボンベ及びスプレー缶は、危険性、有害性、作業の困難性などから 適正に処理することが難しいことから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6 条の3第1項の規定に基づく適正処理困難物に指定するよう国に働きかけること。

# 新規

#### (2) 地球温暖化防止対策の推進について

- ア 住宅用太陽光発電システムの新規設置費補助について、平成 22 年度の県補助額を堅持するよう予算措置を講じること。
- イ 地球温暖化対策に重要な電気自動車の普及には事業者に加え個人の利用も欠かせないことから、購入費補助、インフラ整備など支援策のより一層の推進を図ること。

# 新規

ウ 地球温暖化の主原因である二酸化炭素を削減し、水資源の保護を推進するため、雨水貯留槽設置についての助成制度を創設すること。 新規

#### (3) 環境保全施策等の強化について

- ア 安全で快適な生活環境の保全を目指すため、市町村と一体となって、県民の路上喫煙を防止させるマナーアップ運動を展開すること。
- イ 「神奈川県海水浴場等に関する条例」に基づき、海水浴場での専用区域内喫煙を周知するために要する経費、設置物の維持管理経費などについて、各市町への財政負担を及ぼさないよう継続的に財政措置を講じること。**新規**
- ウ 合併処理浄化槽の普及・促進及び維持管理費等の負担軽減を図るため、国庫補助基準額算定に諸経費を考慮して、合併処理浄化槽の維持管理に係る補助制度の創設など、 国・県における補助・交付制度の一層の拡充を図ること。

また、浄化槽の法定検査の受検率が低いことから、浄化槽管理者に対し受検に関す

# る指導の徹底を図ること。 一部新規

## (4) 自然環境の保全について

ア アライグマ及びタイワンリスの完全排除に向けて、引き続き広域的かつ徹底的に防除を行う必要があることから、県が主導となり、県及び三浦半島全市町で足並みを揃えて積極的に捕獲を行うとともに、財源のさらなる確保及び県費補助率の引き上げを行うこと。

イ ニホンザルS群の被害防除対策において市町が実施する追い払いでは、生活被害の 根絶は不可能であることから、県が主体となり、追い上げを実施すること。

#### (5) 墓地等の設置について

「神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例」では、墓地が都市計画上問題のある場所に開発され、十分な規制ができないため、経営主体の要件、経営資金計画の要件、 設置場所の基準及び墓地の構造設備基準に関して規制を強化すること。

特に、県条例では、首長や地元自治会、周辺住民等への同意を得る規定がなく、地元 の意見を反映させる機会がない。また、都市計画上望ましくない場所や急傾斜地のよう な危険箇所への設置規制が十分でないことから、これらの箇所への適正な対応を講じる こと。 一部新規

# 15 道路の整備について

道路は、巨額な投資を必要としますが、生活基盤の確立や地域産業経済の活性化にとって、欠くことのできないものです。特に、神奈川県内は交通量が多いことから交通事故が多発し、また慢性的な渋滞を生じている路線も多く、これらによる経済的な損失も莫大なものと推察されます。

ついては、道路整備の計画的な促進を図り、交通体系をより一層充実するため、次の事項について要望します。

#### (1) 国道の早期事業化、整備促進等について

次の国道の早期事業化、整備等について、国などに働きかけること。

- ア 第二東海自動車道 (新東名高速道路) 及び厚木秦野道路全線の早期事業化と<u>国道 246</u> 号バイパス相模川以東の未確定部分の早期計画策定 **一部新規**
- イ 国道 357 号(横浜市金沢区八景島~横須賀市夏島町)の早期整備及び南下延伸の早 期具体化
- ウ 西湘バイパス延伸整備の早期事業化
- エ 国道 134 号 (初声小学校入口交差点付近) の拡幅などの早期改良整備
- オ 国道 467 号南部地区の早期完成並びに北部及び中部地区の早期事業着手

## (2) 県道の早期事業化、整備促進等について

次の県道の早期事業化、整備促進等を図ること。

- ア 三浦半島中央道路の湘南国際村〜県道横須賀三崎線間の、本年度中の都市計画決定 及び早期事業化並びに逗子区間の早期着工
- イ 都市計画道路中海岸寒川線の整備計画の推進及び茅ヶ崎中央インターチェンジ付近 の交差点改良の早期実施 一部新規
- ウ 県道 24 号 (横須賀逗子線) における渋滞の原因となる交差点の改良及び拡幅の早期 実施
- エ 三浦縦貫道路のⅡ期区間の早期整備<u>と料金体系の早期見直し(引き下げ等)</u>及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路西海岸線の未整備区間の早期事業化 **一部新規**
- オ 県道 215 号 (江奈湾付近) の拡幅などの早期改良整備
- カ 県道 40 号(横浜厚木線)、県道 45 号 [丸子中山茅ヶ崎線の小田急線踏切(桜ヶ丘 1 号)]、都市計画道路「3・3・3下今泉門沢橋線」(北伸整備)及び県道 40 号側の海老名駅入口交差点改良の早期事業着手
- キ 県道 45 号(丸子中山茅ヶ崎線)及び相模原二ツ線・水窪座間線(第1期事業区間) の早期完成
- ク 相模原二ツ線・水窪座間線(第2期及び第3期事業区間)の施工の継続
- ケ 都市計画道路「3・4・6河原口中新田線」(相模興業入口交差点~厚木駅及び相模大橋方面)、都市計画道路「寺尾上土棚線」(県道 40 号以北)、県道 407 号(国分・杉久保地区の拡幅)、小田原山北線(歩道及び中沼・塚原駅入口・沼田各交差点の右折車線)、(仮称)県道 40 号バイパス並びに県道 40・42・45 号の歩道及び主要交差点の右折車線の早期整備 一部新規

- コ 県道 22 号 (用田橋〜戸沢橋間の拡幅) の都市計画決定及び早期事業化<u>並びに当該事業完了まで、圏央道厚木インターチェンジから海老名インターチェンジの区間の利用</u>料金の県負担 **一部新規**
- サ 都市計画道路「和田河原・開成・大井線」の早期実現

# (3) 第一東海自動車道(東名高速道路)の(仮称)綾瀬インターチェンジの早期設置について

スマートインターチェンジ制度の活用により、東名高速道路厚木インターチェンジと 横浜町田インターチェンジの間に、(仮称)綾瀬インターチェンジの早期設置を図るよ う引き続き国などに働きかけるとともに、県においても積極的な取り組みを行うこと。

## 一部新規

#### (4) 南足柄市と箱根町の連絡道路について

地域の活性化及び災害対策の必要性から、南足柄市と箱根町を連絡する道路について、県が事務局となり、引き続き研究会を設け、検討すること。

また、連絡道路の実現に向け、調査研究費等の予算措置を講じること。

## (5) 逗葉新道の無料化について

有料区間を避ける車両が増加し、市内の交通上の支障となっていることから、逗葉新道の全線無料化を図ること。

#### (6) 橋梁の整備促進等について

- ア 「SS9橋緊急整備計画」による(仮称)相模新橋(都市計画道路「3・6・1社 家岡田線」相模川橋梁部)の早期整備を図ること。
- イ 橋梁の耐震化及び長寿命化対策には多額の費用を要することから、国庫補助の有無 にかかわらず、新たな県費補助制度を創設すること。

#### (7) 城ヶ島大橋(三崎城ヶ島漁港道路)の無料化について

建設当時の漁港道路としての位置づけや経済、産業状況の変化に伴う地域経済の活性化や公平性の観点から、城ヶ島大橋(三崎城ヶ島漁港道路)の早期無料化を図ること。

# 新規

# 16 海岸・河川の整備について

海岸・河川は、やすらぎと潤いのある市民生活を営むうえで、大きな役割を果たしています。しかし、昨今、海岸侵食や流域での宅地化の進行による浸水被害の不安、水質の汚濁等深刻な事態に直面しています。

ついては、これら海岸・河川の保全及び整備を推進するため、次の事項について要望します。

#### (1) 海岸の保全について

砂浜復元による安全性の確保と、より良い環境整備の創造のため、柳島海岸、中海岸、 菱沼海岸、浜須賀海岸の侵食防止対策の推進を図ること。

また、早急に砂浜の侵食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じること。 一部新規

#### (2) 河川の整備促進について

ア 浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所について、早期に整備を完了する こと。

また、地元住民等の意見を反映した親水性のある整備を図ること。

イ 流域に過密化した市街地を抱える蓼川について、比留川合流地点から上流について も、総合治水対策に基づく河川改修事業の一層の促進を図ること。

#### (3) 河川の浄化対策の推進について

県は、河川管理者として、境川及び引地川上流の各行政区域ごとに除塵機を設置すること。

また、現在設置済みの除塵機についても、維持管理を行うこと。

# 17 下水道の整備について

下水道は、公共用水域の水質を保全するとともに、快適な生活環境を確保するうえで、欠くことのできない基幹的都市施設です。

ついては、下水道の整備を推進するため、次の事項について要望します。

## (1) 水源環境保全・再生市町村交付金の対象事業の拡大について

「神奈川県水源環境保全・再生市町村交付金」の交付対象事業について、ダム下流の 水源保全地域における流域下水道事業及び流域関連公共下水道事業の水質保全に係る維 持管理費負担に対しても交付対象事業とすること。

## 18 都市整備について

豊かな水や緑などの自然環境と共存した魅力あるまちづくりの推進等、都市環境の整備は快適で安全な生活を営むうえで重要な課題であるとともに、活力ある都市とするために不可欠です。

ついては、都市環境の整備を推進するため、次の事項について要望します。

## (1) 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準未満のがけ整備について、基準を緩和するよう国に強く働きかけること。

また、国の公共事業採択基準未満のがけに対する県単独事業を拡大して、がけ整備の促進を図ること。

## (2) 県有未利用地の処分について

県有財産である市街化区域内の未利用地を民間に処分する場合、地元の意向にも十分 配慮すること。

#### (3) 都市計画決定に関する包括的な権限移譲について

地域の特性を十分に反映した個性豊かなまちづくりを進めるため、都市自治体自らの責任と判断によって用途地域を決定できるよう、法改正を国に働きかけること。

#### (4) 綾瀬農業振興地域の整備計画の変更について

綾瀬市役所周辺の農業振興地域において、「市の顔となる賑わいに満ちた中心核づくり」への施策展開を図ることから、農業振興地域整備計画の変更について、地域の実情が反映されるよう、県をはじめとする関係諸機関の支援を強化すること。

#### (5) 水利権の弾力的運用について

水資源の長期的かつ安定的な確保のため、需給状況を考慮した許可水利権の再配分、 遊休水利権の調整及び農業用水の都市用水への転用における弾力的運用について、積極 的な対応を図ること。

#### (6) 市街化調整区域における地区計画適用の拡大等ついて

「市街化調整区域における地区計画制度の活用に関する基本方針」及び「市街化調整区域における地区計画の県同意に関する指針」のさらなる改正により、地域の実情に即したまちづくりができるよう地区計画の適用範囲の拡大と土地利用の範囲の拡大を図ること。 **新規** 

## (7) 特定保留区域の市街化編入手続きの迅速化について

特定保留区域の市街化編入にあたっては国・県等の関係機関の調整等に多くの時間を要することから、迅速かつ円滑な協議が行えるよう、積極的な調整及び関係情報の収集・提供を図ること。新規

# (8) 地籍調査事業の推進について

地籍を明確にして、国民の財産を保護し、また国土の有効活用・保全を図るため、地籍調査事業について財源を十分に確保すること。 新規

# (9) 鉛給水管対策事業への財源確保について

鉛給水管対策事業に対する新たな事業費補助制度を創設するよう国に働きかけること。

# 19 都市公園等の整備について

良好な都市環境の形成及び安全なまちづくりのためには、都市公園等の整備は重要な課題です。

ついては、都市公園等の整備を推進するため、次の事項について要望します。

## (1) 広域的な緑地保全の推進について

ア 歴史的風土保存区域内の樹林地部分の同特別保存地区への指定拡大に向けて、引き 続き積極的な対応を図ること。

また、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域等、国・県が指定主体である緑地の 適正な維持管理について積極的な対応を図るとともに、緑地の維持管理に伴う補助制 度の創設について国に働きかけること。

イ 鎌倉市(手広地区)及び隣接する藤沢市にまたがる大規模緑地の一体的な保全に向けて、県においても広域的見地に立った積極的な取り組みを行うこと。

## (2) 緑地保全事業に対する助成事業の拡充について

緑地保全事業については、都市公園整備への助成だけでなく、里山景観の保全や寺社 林の保全など、広く「保全、創出、育成」のための事業が展開できるよう助成事業を拡 充すること。

## (3) 生産緑地の買取りに対する補助制度の創設について

生産緑地の有する優れた緑地的機能を保全・活用するため、「生産緑地法」における 買取りに対する財政支援制度を創設すること。

#### (4) 県立公園の整備促進について

県立茅ヶ崎里山公園は、ヘリポート、貯水槽等の防災機能を有する公園として災害時にも機能することから、同公園の用地取得及び整備を促進し、<u>平成26年春に</u>全面開園を図ること。**一部新規** 

## (5) 三浦半島国営公園の設置の促進について

優れた自然環境等を有する三浦半島に、早期に国営公園を設置するよう国に働きかけること。

また、候補地の拡大を図ること。

# 20 都市交通の整備について

安全で快適な生活を営むうえで、都市交通環境の整備は重要な課題です。 ついては、都市交通の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 (バリアフリー新法) の 施行に伴う諸施策に対する財政支援等について

バリアフリー新法に適合したノンステップバスの普及促進に向け、バス事業者のノンステップバス導入経費に対する支援制度を創設すること。

また、鉄道利用者の安全性向上を図るため、鉄道駅の耐震補強工事における経費に対する支援制度を創設すること。

## (2) JR逗子駅周辺の踏切の改良について

円滑な交通体系及び車両、歩行者の安全を確保するため、JR横須賀線逗子駅脇の金沢新道踏切内の道路面のフラット化、歩行者と車両の通行区域の区分及び歩行者の通行区域のスペース確保等の改良を早期に実施すること。

# 21 農林水産業の振興について

農林水産業は、食糧の安定供給をはじめ、国土の環境保全や都市生活の活性化等、我が 国の経済社会の発展に大きな役割を果たしています。

ついては、農林水産業の一層の振興を図るため、次の事項について要望します。

#### (1) 漁港漁場整備長期計画の推進について

安全かつ効率的な都市漁港づくりのため、第2次漁港漁場整備長期計画(平成19~23 年度)における漁港整備の推進及び事業予算枠の確保を図ること。

#### (2) 漁業用工作物用地等に係る占用料の減免について

漁港施設用地を占用して建設された市場施設等に係る占用料については、占用者及び施設利用者に過度の負担とならないよう免除及び減免率の引き上げをすること。

## (3) 県営明星林道(明星橋~矢佐芝橋) 未舗装部の早期舗装化について

森林管理や林業経営を適切に行うため、県営明星林道(明星橋〜矢佐芝橋)未舗装部の早期舗装化を図ること。**新規** 

## 22 公共用地の取得について

都市基盤の整備、福祉・教育施設の拡充等、社会資本の整備を計画的に進めるためには、 公共用地の取得は重要な課題です。

ついては、円滑な用地取得の実現を図るため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

## (1) 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大について

公共用地として提供した農地などに係る相続税納税猶予制度の適用拡大を図ること。 また、公共用地の取得に伴う代替地提供者に対する特別控除額を、1,500 万円から 3,000 万円程度に引き上げること。

# 23 勤労者の福祉について

経済状況の悪化により、勤労者を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。 ついては、障害のある人や高齢者が生きがいを持って、地域社会で暮らせるよう、次の 事項について要望します。

#### (1) 勤労者福祉共済事業の安定運営のための支援について

国庫補助廃止による中小企業勤労者の福祉向上の停滞を防ぐため、各都市が行う勤労者福祉共済事業の安定運営のための新たな助成制度を創設すること。

また、運営組織の強化や未実施の都市への組織化に向けた支援体制を整備すること。